

久慈広域連合からのお知らせ

台風 10 号で被災された方への介護保険料の減免について

平成 28 年 8 月 30 日に発災した台風 10 号により被災された介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上の方）で一定の要件を満たした場合、介護保険料の減免を受けられる場合があります。

対象者

- ・住居に半壊以上の被害を受けた方
- ・主たる生計維持者が死亡又は行方不明、重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者の事業所得が前年度より 30%以上減少した方

※本人に事業収入以外の所得が 400 万円以上の場合の対象外

対象となる保険料

平成 28 年 8 月 30 日から平成 29 年 3 月 31 日の間の保険料

※平成 28 年度分の保険料が対象

申請期限

平成 29 年 3 月 31 日

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・り災証明
- ・振込口座がわかるもの（通帳等）

※減免額により還付がない場合があります。

申請場所

久慈広域連合介護保険課 久慈市介護支援課（元気の泉内）

野田村住民福祉課 普代村住民福祉課

問い合わせ先

久慈広域連合介護保険課 ☎0194-61-3355